

別記様式 1

明 細 書

平成30年10月26日

1 作成者

住所：タイ王国チェンライ県メイ・ファー・ルアン郡メイ・ファー・ルアン地区多目的ビル

名称：メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ

代表者（管理人）の氏名及び役職：チーフエグゼクティブオフィサー
ディッパナダー ディッサクン

ウェブサイトのアドレス：<http://www.doitung.com/>

2 農林水産物等の区分

(1) 区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：未加工飲料作物（コーヒー豆（生のものに限る））

(2) 区分名：第5類 農産加工品類

区分に属する農林水産物等：粉末飲料等（コーヒー豆（生のものを除く））

3 農林水産物等の名称

名称：ドイトンコーヒー、ドイトウンコーヒー、ドイツングコーヒー、ドイタングコーヒー、DoiTung Coffee、Doitung Coffee、กาแฟดอยตุง

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：タイ王国チェンライ県内のメイ・ファー・ルアン郡とメーサイ郡の境界地域に位置するドイトン開発プロジェクトエリア。北緯20度07分47秒-20度27分17秒、東経99度26分31秒-99度53分37秒の間の、93.515ライ（149.62平方キロメートル）の範囲

5 農林水産物等の特性

タイ王国にて生産されるコーヒーの主流がロブスタ種であるのに対し、「ドイトンコーヒー、ドイトウンコーヒー、ドイツングコーヒー、ドイタングコーヒー、DoiTung Coffee、Doitung Coffee、กาแฟดอยตุง」（以下「ドイトンコーヒー」という。）は、カティモール種を中心とするアラビカ種のコーヒーである。

「ドイトンコーヒー」は、生産地域内にて継続して行われている貧困対策事業（ドイトン開発プロジェクト）の主要産品である。従前ケシの栽培や焼畑農業によって森林破壊が進んでいたこの地域に、気候条件の適したアラビカコーヒーの栽培を促進させることで、地元住民の生活改善と自然回復を試みるこのプロジェクトは、UNODC（国際連合薬物

犯罪事務所)に、その貢献が認められるほど国内外にて高く評価されているところである。「ドイトンコーヒー」はこうした活動の成果として知られている。「ドイトンコーヒー」の品質や生産高の向上は、ドイトン開発プロジェクトの目標である地元の住民の生活環境改善と直結するため、1988年にコーヒー栽培プロジェクトが開始して以降、生産者団体を中心に、継続的に技術向上のための研究・研鑽が積み重ねられており、こうした生産者団体および生産者による努力の結果、「ドイトンコーヒー」は、同種の一般的なコーヒーに比して、タイ国内市場において、2倍から2.5倍の程度の価格で取引されている。

「ドイトンコーヒー」は当該生産地域内にて、申請人である生産者団体の管理の下にて生産されたコーヒーのみに付された名称であり、申請団体に属さない生産業者による使用実績はない。

日本においても「ドイトンコーヒー」は、小売店やカフェなどで取り扱われており、その提供場所の多くが、「ドイトンコーヒー」について、その生産由来であるドイトン開発プロジェクトの理念・目的を紹介している。

6 農林水産物等の生産の方法

第1類：コーヒー(生豆)

(1) 植栽

品種 生産団体が指定する機関にて育成したカティモールを中心とするアラビカ種の苗木を使う。

(2) 栽培の方法

生産団体が指定する生産地内に植栽・栽培する。栽培にあたっては生産者団体が定期的を開催するセミナー及び指導に基づいて行う。

(3) 収穫

収穫時期について、生産者と生産団体の管理者がほ場を巡回し、収穫適期を確認したうえでを行い、収穫後一定期間内に生産者団体が指定する集積場に持ち込み、未熟な実、80%以上熟していない実、虫に喰われた実、割れて腐った実、水に浮く実、黒く乾燥した実、房状の実を目視にて排除する作業を行う。

(4) 加工

選別された豆のみを生産者団体が指定する加工施設にてウォッシュド製法による精製加工を行う。

(5) 出荷規格

以下の欠点豆以外は、「ドイトンコーヒー(生豆)」として出荷できるものとする。

欠点豆：貝殻豆、割豆、虫食い豆、発育不良豆、未熟豆、コーヒー豆以外の異物

(6) 最終形態

「ドイトンコーヒー(生のもの)」の最終製品としての形態は、「コーヒー生豆」である。

第5類：挽きコーヒー、コーヒー豆(生のものを除く。)

(7) 原料

上記(6)に記載の「ドイトンコーヒー(コーヒー生豆)」を用いる。

(8) 出荷規格

生産団体の指定する焙煎場にて焙煎し、未完成焙煎豆以外は「ドイトンコーヒー豆」として出荷できるものとする。

(9) 最終形態

「ドイトンコーヒー（挽きコーヒー、コーヒー豆（生のものを除く。））」の最終形態は、「焙煎コーヒー」である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「ドイトンコーヒー」の生産地であるメイ・ファー・ルアン郡とメーサイ郡の境界地域に位置するドイトン開発プロジェクトエリアは、比較的標高の高い地域を中心としており、年間を通じて平均気温は約22℃と低く、昼夜における寒暖の差が大きい。この気候条件は、アラビカ種のコーヒーの育成に適している。

「ドイトンコーヒー」の栽培・生産は、タイ王室主導のドイトン開発プロジェクトの一環として1988年にスタートした。このプロジェクトは、持続可能な代替生計開発（Sustainable Alternative Livelihood Development : SALD）をモットーに、申請人である生産者団体メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージが中心となって継続して中心となって取り組んでいるプロジェクトである。プロジェクトの一貫として、生産地内にて、ケシ栽培を生業としていた地元民に代替作物としてのコーヒー栽培を支援したことがきっかけとなった「ドイトンコーヒー」は、生産地および生産地内の生産業者との関わりが深い。生産地の人々の暮らしと自然環境を好転させた商品として、国内外に広く認識される商品であることから、生産地、生産者自身が、「ドイトンコーヒー」の特性を構成するものとなっている。

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

従前、この地に暮らす山岳民族の多くは貧困状態にあり、生活の糧としてのケシ栽培、焼畑農業が行われていた。こうした状況を改善する財団として1972年に申請人の前身団体がシーナカリン王太后によって設立されて以降、申請人は貧困改善・森林保護という地域対策に取り組んできた。1985年に現在の名称メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージに変更し、1988年より、ドイトン開発プロジェクトの一環として、ケシの栽培に代わる産物としてコーヒーの栽培事業が開始した。コーヒーの栽培と技術開発には生産者団体が中心となり、地元住民とともに取り組んでいる。1998年にはドイトン開発プロジェクトの総収入の中におけるコーヒー栽培による収入が12%程度に至っている。ドイトン開発プロジェクトのなかで「コーヒーの栽培」事業が、主要な事業の一つであることを示すものである。

こうした地域ぐるみの継続的な活動は、(1988年のドイトン開発プロジェクト創設以来)「その日から人々の暮らしは、王室のお考えとともにアヘン栽培、森林の切断及び焼畑から、すべて厳格な行程に基づき手で摘んで選別し、加工・焙煎コーヒーやマカデミナナッツの栽培へと変わり最高のドイトンコーヒーが生まれた」(2017年1月31日タイラット新聞)や、ドイトンコーヒーがタイ王国の地理的表示認証を受け地元の特産物として価値を高めている旨(2017年1月27日タイラット新聞)など、新聞報道によってたびたび国内にて紹介されている。

ドイトン開発プロジェクトは国際的にも高く評価されており、2001年にはUNODC（国際連合薬物犯罪事務所）によって、世界規模の麻薬撲滅活動に貢献したとして認定され

ているところ、活動の主要代替産物は「ドイトンコーヒー」である。

1988年から途絶えることなく継続して生産されている「ドイトンコーヒー」は、生産高を徐々に増やし、現在では、生産高・売上高ともに安定している。日本国内にも「ドイトンコーヒー」は輸入・販売されており、売上高は上昇傾向にある。ドイトンコーヒーを取り扱う販売事業者・提供事業者の多くが、「ドイトンコーヒー」について、産地の由来や、生産者団体の活動紹介を添えて説明を行っている。こうした活動や販売が「ドイトンコーヒー」に日本国内にて接する者に、ドイトンコーヒーの生産由来を産品の特性として認識するに至らしめている。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☒ 該当する

商標権者の氏名又は名称：メイ・ファー・ルアン・ファウンデーション・アンダー・ロイヤル・パトロネージ

登録商標：図形＋文字

指定商品又は指定役務：

30類：コーヒー、ココア、コーヒー豆、パン、菓子、サンドイッチ

43類：コーヒーを主とする飲食物の提供、その他の飲食物の提供

商標登録の登録番号：第5542173号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。）：

商標権の設定の登録年月日：平成24年12月7日

更新登録の年月日：令和5年3月3日

存続期間の満了の年月日：令和14年12月7日

☐ 該当しない

(2) 法第13条第2項該当の有無（(1)で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☒ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☒ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標權】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

██████████
